

一般廃棄物処理業許可書（更新）

栗環セ許可第12号

令和4年3月22日

住所 滋賀県湖南市三雲36番地2

氏名 株式会社三峰環境サービス

代表取締役 三峰誠植 様

栗東市長 野村 昌 弘



令和4年2月17日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により、次の条件を付けて許可します。

営業所の所在地及び名称	所在地 滋賀県栗東市中沢二丁目5番2-511号 名 称 株式会社三峰環境サービス 栗東営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（事業系） ・可燃ごみ ・資源ごみ ただし、し尿、浄化槽汚泥、動物の死体、焼却灰、河川水路の汚泥及び浚渫土を除く。
収集運搬及び処分の別	収集運搬業
事業の区域	栗東市全域
処 理 料 金	栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第8条に規定する金額
事業許可期間	令和4年4月1日 ～ 令和6年3月31日
条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例その他関係法令等を遵守すること。 2 搬入する一般廃棄物は、栗東市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、分別を徹底し、搬入に際しては市職員の指示に従うこと。 3 収集した一般廃棄物の量は、収集時に明確になるように措置し、一般廃棄物の収集を依頼した者に疑義が生じないように努めること。 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の5に定める事項の実績を翌月10日までに市長に報告すること。 5 処理手数料の納入期限は毎月末日とし、納入期限を遵守すること。 6 裏面の「事業系一般廃棄物収集運搬業の許可に関する注意事項について」を遵守すること。 7 上記の事項について、正当な理由がなく不履行があった場合は、栗東市環境センターへの一般廃棄物の搬入を停止し、又は許可を取り消すものとする。

事業系一般廃棄物収集運搬業の許可に関する注意事項について

1. 収集及び搬入の対象について

栗東市内において、収集・運搬の許可を受けた一般廃棄物のみが対象です。市外の一般廃棄物及び産業廃棄物は、搬入できません。

2. 計量カードの保守について

搬入時の計量は、コンピュータにより集計するため、交付済みの計量カードを使用するとともに、適正な保管に努めること。なお、許可期間が満了し、更新しない場合は、その期間の満了をもって、計量カードを栗東市環境センターに返却すること。

3. 計量方法

搬入時の計量は、必ず交付している計量カードを使用し、入場時と退場時の2回計量すること。

4. 表示板

収集運搬車には、「栗東市一般廃棄物処理業許可申請の手引き」別紙20様式の表示板を必ず表示すること。

5. 搬入日及び搬入時間

搬入日時は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

国民の祝日に関する法律に規定する休日（別に指定する日を除く。）及び年末年始は、休場とする。

6. 場内遵守事項

- ① ごみ投入後は、必ず投入ステージの清掃を実施してから退場すること。
- ② 場内は、禁煙であること。
- ③ 場内では、徐行（時速10km）を厳守すること。

7. その他

- ① 許可書を汚損又は紛失した場合は、速やかに再交付を申請すること。
- ② 申請車両の車検及び自動車損害賠償責任保険が満期になったときは、更新し、その写しを提出すること。
- ③ 代車を使用するときは、事前に協議の上、書面で報告すること。
- ④ 住所、役員等を変更したときは、変更届出書を提出すること。
- ⑤ 市の分別方法等について、顧客に協力をお願いすること。

8. 収集運搬業務に従事する際の注意点について

- ① 収集運搬業務において、市内の道路を通行するときは、近隣的环境保全のため、必ず後部シャッターを閉じておくこと。
- ② 環境センターに搬入する一般廃棄物の種類は、可燃ごみと資源ごみとする。
搬入に際し、可燃ごみとその他プラスチックは、透明又は半透明の袋を使用すること。
その他プラスチック以外の資源ごみは、ごみ袋等の使用を禁止する。
- ③ 可燃ごみに、資源ごみ（古紙古着・その他プラスチック・ペットボトル・金属・ビン）の混入がないよう、分別を徹底すること。
- ④ プラスチックごみは、ごみ発生者（事業所）でリサイクル等の処理に回すよう依頼すること。
- ⑤ 分別してある「資源ごみ（従業員が飲食した弁当容器、飲料缶、飲料用のびん、飲料用のペットボトル等）」は、少量であれば、透明又は半透明の袋を利用して、所定の場所に搬入すること。
- ⑥ 長尺の紐、テープ類は、裁断の上、搬入すること。

※ 伊勢落、林の区域内は、収集運搬車等の通行ができないため、迂回すること。